



11月は 「秋のこどもまんなか月間」です

知っておこう！
「児童の権利に関する条約」
(こどもの権利条約)



こどもの基本的な人権を国際的に保障するために定められた条約です。

18歳未満の児童(こども)を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

上記2次元コードから、こどもの権利について学んでみませんか。

【条約の4つの原則】

- 生命、生存および発達に対する権利
- こどもの最善の利益
- こどもの意見の尊重
- 差別の禁止

問 こども未来課

☎092-643-3013 ⑤092-643-3765

11月はオレンジリボン・
児童虐待防止推進
キャンペーン



児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。あなたの電話で救われるこどもがあります。虐待かもと思ったらすぐにお電話ください。



児童相談所虐待
対応ダイヤル

いちばやく
189

お近くの児童相談所につながります
(24時間受付・通話料無料)

※通告・相談は匿名でも可能です。
※連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

問 こども福祉課

☎092-643-3256 ⑤092-643-3260

県公金の支払いが ますます便利に



県税に加え、以下の県公金についても、納付書に2次元コードが付き、スマホでいつでもキャッシュレス納付が可能となりました。

対象

- ①県営住宅家賃 ②放置違反金
- ③各種使用料、占用料
- ④心身障がい者扶養共済掛金
- ※コンビニでの支払いも可能

問 会計課

☎092-643-3773 ⑤092-643-3776

福岡県最低賃金が 改定されました



地域別最低賃金 (1時間)		効力 発生日
福岡県 最低賃金	1,114円	10月4日

※産業別最低賃金は、別途改定されます。

問 お近くの労働基準監督署または
福岡労働局

☎092-411-4578

県庁の代表電話などに 「手話リンク」を 導入しています



一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供する「手話リンク」(きこえない・きこえにくい人が通訳オペレータを介して手話で電話をかけられるサービス)を県庁の代表電話や各出先機関に導入しています。

県ホームページ上の専用リンクをクリックすることで電話ができます。

※事前登録不要・通話料無料(インターネットの通信料はかかります)

問 障がい福祉課

☎092-643-3264 ⑤092-643-3304

お店選びの目印に 「Sマーク」



Sマークは標準営業約款のシンボルで、「Safety(安全)」「Sanitation(清潔)」「Standard(安心)」を表すマークです。

Sマーク掲示店舗は、厚生労働大臣が認可した標準営業約款に基づき、安全・安心なサービスや商品を提供しています。

対象店舗

理容、美容、クリーニング、めん類飲食店、一般飲食店

問 公益財団法人福岡県生活衛生
営業指導センター

☎092-651-5115 ⑤092-651-5147

催し

地域で生まれた曲が、
映画になる
「ひこぼし映画祭」開催！



東峰村・添田町を舞台にしたAIR(アーティスト・イン・レジデンス)事業で、音楽家が地域との交流を元に制作した曲、その音楽から広がるインスピレーションを受け映画監督が新たな物語として描きます。当日は、実績のある映画監督の作品やコンペティションノミネート作品を上映し、来場者の投票で受賞作品を決定します。

日時

12月6日(日)14時～16時30分

場所

東峰村保健福祉センターいずみ館
(東峰村宝珠山)

問 日田彦山線沿線地域振興事業実行
委員会(県市町村政策支援課内)

☎092-643-3180 ⑤092-643-3164